



様式第6号（第14条関係）

益子町指令環第3-152号

令和4年1月4日

関東環境株式会社  
代表取締役 尾島 智之 様

益子町長 大塚 朋之



一般廃棄物処理業許可証

令和3年11月24日 付けで申請のあった益子町廃棄物の処理及び清掃に関する条例第10条第1項の規定による一般廃棄物処理業の許可申請については、廃棄物に係る諸法令に基づいて審査した結果、下記のとおり許可する。

記

|             |   |
|-------------|---|
| 氏名（名称、代表者名） | 関東環境株式会社<br>代表取締役 尾島 智之                     |
| 住所（事業所の所在地） | 真岡市荒町5230                                   |
| 廃棄物の種類      | もえるごみ、もえないごみ、粗大ごみ<br>資源ごみ（紙類、缶類、ペットボトル、びん類） |
| 収集、運搬及び処分の別 | 収集・運搬                                       |
| 業務区域        | 益子町（全域）                                     |
| 期間          | 令和4年1月4日 から 令和6年1月3日 まで<br>(2022年) (2024年)  |
| 条件          | 裏面のとおり                                      |

(裏面)

【許可車両】

| No. | 車種        | 積載量     | 車名  | 車両登録番号      | 年式    | 備考 |
|-----|-----------|---------|-----|-------------|-------|----|
| 1   | 普通 塵芥車    | 1,850kg | いすゞ | 宇都宮800す9483 | H16   |    |
| 2   | 普通 塵芥車    | 2,000kg | 三菱  | 宇都宮800す9492 | H10   |    |
| 3   | 普通 平ボディ   | 3,000kg | いすゞ | 宇都宮100せ9952 | H15   |    |
| 4   | 普通 塵芥車    | 4,300kg | 日野  | 宇都宮800は1605 | H24   |    |
| 5   | 普通 塵芥車    | 4,300kg | 日野  | 宇都宮800は1606 | H24   |    |
| 6   | 普通 塵芥車    | 2,000kg | いすゞ | 宇都宮800す9920 | H17   |    |
| 7   | 普通 キャブオーバ | 3,000kg | 三菱  | 宇都宮100そ972  | H9    |    |
| 8   | 普通 平ボディ   | 2,000kg | いすゞ | 宇都宮400と3416 | H14   |    |
| 9   | 普通 塵芥車    | 1,950kg | いすゞ | 宇都宮800せ57   | H25   |    |
| 10  | 普通 塵芥車    | 1,650kg | 日野  | 宇都宮800せ59   | H24   |    |
| 11  | 普通 塵芥車    | 5,700kg | 三菱  | 宇都宮800は1755 | H31   |    |
| 12  | 普通 塵芥車    | 2,000kg | 日野  | 宇都宮800せ1624 | H26.3 |    |
| 13  | 小型 キャブオーバ | 2,000kg | いすゞ | 宇都宮400な4923 | H25.7 |    |
| 14  | *以下余白*    |         |     |             |       |    |
| 15  |           |         |     |             |       |    |
| 16  |           |         |     |             |       |    |
| 17  |           |         |     |             |       |    |
| 18  |           |         |     |             |       |    |
| 19  |           |         |     |             |       |    |
| 20  |           |         |     |             |       |    |
| 21  |           |         |     |             |       |    |

【許可条件】

- ・ 事業に関係する法令（規則・条例を含む）を遵守すること。
- ・ 排出事業者との間で廃棄物の処理に関する契約が結ばれていること。
- ・ 車両に許可番号及び業者名を表示すること。（取り外しできないもの。）
- ・ 許可から当分の間、廃棄物の搬入は平ボディ車で行うこと。機械式収集車（パッカー車）による搬入は認めない。機械式収集車の使用開始については、町が芳賀地区エコステーションからの報告を受けて判断する。
- ・ 一般廃棄物処理業務実績報告書を毎月10日までに、前月の業務実績を様式第12号（第13号）により実績の有無に関らず報告すること。
- ・ 収集、運搬の作業にあたっては、安全の確保に十分留意すること。
- ・ 従業員に対する安全運転管理、衛生管理、教育研修などの体制を確立すること。
- ・ その他、町及び芳賀地区エコステーションの指示、通達に従うこと。
- ・ 処分業においては、町と環境保全協定を締結するほか、周辺自治会の希望があったときには、同様に環境保全協定を締結すること。
- ・ 県の定めるばい煙、水質などの自主管理を行うこと。
- ・ その他町長の定める事項を遵守すること。

※ 上記条件に従わない場合は、許可を取り消すことがあります。ご注意ください。